

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知して下さるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
施設等の名称	団体名	所属部局		
山王くらぶ	有限会社チアーズ	地域創生部 交流観光課	5月10日～ 6月30日	5月30日

2 監査の範囲

令和3年度の指定管理に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

【指摘事項】

利用料金の承認手続について（有限会社チアーズ）

（地域創生部交流観光課）

令和3年4月1日付けで同日から10月31日までの企画展「第16回酒田の傘福」に係る利用料金承認申請書が提出され、市長の承認を得ているが、年間利用券、11月1日以降の観覧に係る利用料金及び催事室の使用に係る利用料金の承認手続が行われていない。

山王くらの利用料金については、酒田市山王くらぶ設置管理条例（以下「設置管理条例」という。）第18条第4項の規定により、設置管理条例の定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとしているが、この手続を経ないまま利用料金を徴収していた。

設置管理条例にのっとり、適正に行うこと。

管理口座の設定及び区分経費の整理について（有限会社チアーズ）

酒田市山王くらの管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第31条で、支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする規定されているが、指定管理業務の専用口座のほか団体自体の口座も使用していたため、事業報告書に添付された収支決算書の収支計と現金出納帳の年度末残高、指定管理業務の専用口座の残高が一致しておらず、収支決算書に誤りがないか確認できなかった。

包括協定及び酒田市山王くらの指定管理者の管理運営に関する仕様書第5(5)にのっとり、指定管理業務等の実施に係る支出及び収入は、専用口座で適正に管理すること。

物品等の管理について（地域創生部交流観光課）

指定管理者が管理する施設及び物品等について、酒田市山王くらの管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第4条第1項で、酒田市が提示する財産台帳及び物品台帳によると規定されているが、市が提示した備品台帳に記載されているものの、備品シールがないため現物を確認できないものがあった。ほかに台帳に記載されていないもの、動産総合保険に加入しているものの帰属先が不明なものもあり、物品の管理が適切になされていなかった。

市は指定管理者が管理すべき物品等を明確に提示した上で、包括協定にのっとり適正に管理すること。